宮崎県自然環境保全審議会温泉部会審査基準

昭和47.12 制定昭和62.3.27改正昭和63.3.2改正令和 4.9.1改正

温泉ゆう出目的の土地掘削、増掘及び動力装置(以下「掘削等」という。)の許可に関する諮問事項を審議するための基準を次のとおり定める。

1 掘削等関係

(1) 「宮崎県温泉保護対策指導要綱」(以下「要綱」という。) に規定する温泉保護地域における掘削等

温泉保護地域内における掘削等は、以下に掲げる場合を除き認めない。

- ① 温泉保護地域が指定され、若しくはその地域が拡張された際、現に掘削等の許可を得ている場合
- ② 学術研究その他公益上の事由により特に必要がある場合
- ③ 知事がやむを得ない事由があるものとして特に認める場合
- (2) 既存泉源及び既申請地点から掘削等を行う地点までの距離 温泉の構造、需要規模及び源泉密度等を考慮して、その温泉地の実情に応じ概ね 次の基準によるものとする。

地区名		既存源泉からの距離
えびの地区(要綱に規定する温泉準保護地域内)		
	真幸・加久藤	300m以上
	吉田	5 0 m以上
青島地区(曽山寺を含む)		100m以上
その他の地区		個別に審議する

※ 同一人の掘替えの場合はこれを適用しないが、掘替え工事の施工等により 既存泉源の利用に支障を来す等のトラブルを回避するため、掘削等に係る許 可申請の際には、以下(4)に規定する同意書等の添付を指導する。

(3) 掘替えの定義

次の要件をいずれも満たすものを掘替えと定義し、どちらか一方の泉源を埋設することを許可条件とする。

① 現に利用している泉源からの温泉採取をやむを得ない理由により中止せざるを得ない場合において、既存泉源に替えて当該源泉から5mの距離(障害物がある場合を除く)の範囲内において行う温泉ゆう出目的の土地の掘削であって、掘削

深度及びゆう出路口径の規模が旧泉源と同じ又は下回るものであり、ゆう出量の 増加を目的とするものでないこと。

② 既存泉源を利用中、または利用を中止した後1年以内の掘削申請であること。

(4) 同意書及び誓約書の添付

掘削等を行う地点から半径500m以内に既存泉源が存在する場合、温泉の枯渇等のトラブルを回避するため、掘削等申請の際に、既存泉源所有者の「同意書」及び「誓約書」(別添参考様式)の添付を指導することとする。

やむを得ず同意書が添付できない場合は、申請内容全般に問題がなければ、上記 誓約書の添付をもって許可することとするが、宮崎県自然環境保全審議会温泉部会 の審議により以下の条件を付すことがある。

- ① 動力装置申請のための揚湯試験においては、周辺の既存泉源への影響調査を行い、県からの求めがあった場合はその結果を報告すること。
- ② 新泉源使用開始後は、水量計を設置の上、県が定める期間、揚湯量を報告する こと。
- ③ 新泉源において十分な量の温泉がゆう出した際には、自己所有既存泉源は埋め 戻しの上、廃止届を県へ提出すること。
- ④ 温泉掘削(又は増掘、動力装置)許可後の温泉水のくみ上げに当たり、近隣の 既存泉源のゆう出量、泉温等に影響を及ぼす事態が発生し、当該既存泉源所有者 と話し合い、申請者所有泉源のゆう出量を減じる等の対策を講じた場合は、その 結果について県に報告すること。
- 2 地熱発電等を目的とした土地の掘削又は増掘 別記及び別途定める「地熱関係運用指針」により審議する。

別記(地熱発電等を目的とした土地の掘削又は増掘に係る調査等)

1 事前調査

以下の各項を示し、温泉法第4条第1号及び第3号に該当しないことを説明すること。(以下4の場合を除く)

- (1) 地熱開発計画を明らかにし、地熱開発計画と温泉資源の関係性を示すこと。
- (2) 開発計画が温泉資源に与える影響を把握するため、温泉資源への必要な調査を行うこと。
- (3) 掘削予定地点から半径1km以内の既存泉源の有無を確認した上で、地熱開発地域で説明会等を行うこと。(傾斜掘りの場合は、掘削予定地点と既存泉源それぞれの坑底から地表への垂線と地表の交点の距離を確認する。)
 - ※ 「大深度」とは、周辺の浴用利用の温泉から100m以上掘削深度が増加するもの をいう。
 - ※ (1)は、近隣でNEDO等による地熱資源調査が行われている場合、その調査結果を用いることができる。

2 モニタリング調査

以下の各項の実施について、許可申請時に書面をもって誓約すること。

- (1) 噴出試験を行い、温泉資源の保護を図るため必要な影響調査を実施すること。
- (2) 生産開始後も温泉資源の保護を図るため、継続して影響調査を実施すること。
- (3) ゆう出量の減少など、温泉資源への影響の兆候が認められた場合、温泉の採取を 停止、または制限し、資源の回復が認められない場合は泉源を埋め戻すこと。

3 環元井の検討

温泉資源の保護及び周辺環境の保全のために必要な措置を講ずることについて、許可申請時に書面をもって誓約すること。

4 個別審議

提出された全体計画により、地熱貯留層の範囲などが明確化されている場合は、1 によらず、個別審議を行うものとする。

年 月 日

温泉法第3条第1項(又は第11条第1項)の規定による 掘削等の許可に関する誓約書

宮崎県知事 殿

住 所 氏 名 (法人にあっては名称及び代表者職氏名) 電話番号

私 (弊社) は、温泉法第3条第1項(又は第11条第1項)の規定による許可申請に当たり、以下について誓約します。

- 1 温泉法第3条第1項(又は第11条第1項)の規定による許可に当たり条 件が付された場合には、確実に履行することを誓約します。
- 2 温泉法第3条第1項(又は第11条第1項)の規定による許可を受けた後、温泉水を くみ上げるに当たって、近隣の既存泉源のゆう出量、泉温等に影響を及ぼす事態が発 生した場合は、当該既存泉源の所有者と話し合い、私(弊社)が所有する泉源のゆう 出量を減じる等の対策を講じ、誠意を持ってこれを解決することを誓約します。